

対 応 方 針 (案)

【事業名】 大河原総合公園整備事業

本事業は「自然とのふれあい」をテーマに、自然志向、健康増進志向等のレクリエーション需要に対応すべく都市基幹公園の総合公園として、その計画地の恵まれた自然的条件を生かした整備を図るものとして、都市計画決定(昭和61年)されており、その整備方針についても第四次大竹市総合計画等に政策決定しているものである。

事業の進捗状況については、昭和62年2月事業認可(期間平成5年3月31日まで)を受け、事業着手した。その後、平成5年3月事業施行期間の変更による事業認可延伸(認可期間平成8年3月31日まで延伸)を行っているが、現時点における進捗度は、用地取得が用地取得面積の88%となっている。また、工事については昭和63年度から着手し11%となっており、全体事業費ベースでは17%に達している。その後、一部地権者との用地取得交渉が難航し、全体事業の休止状態が長期化したため、平成7年度末に事業認可が失効し「事業休止」の状態となり、事業形態が補助対象事業から除外され、市単独事業へと変更となった。

生活環境の変化に伴い、余暇時間の質的充実を図ることが重要な条件として考えられ、又、スポーツ等の活動的なレクリエーションの比重が高まるなか、計画地への公園整備は必要と考えているが、現在、本市は行政の総合的かつ効率的計画的な推進を図るため、公共事業全般にわたり明確な優先順位を付け事業実施を行うことが最重要課題となっている。

このことにより、人口の減少傾向や近隣自治体における同種公園の整備等社会情勢の変化が顕在化しているなか、現行都市計画に基づく整備計画の変更及び事業費の軽減を含めた抜本的な見直しを行う必要が生じている。

以上のことから、本事業は計画地の眺望条件や豊かな緑などその特質を生かした自然環境に重点をおいた公園として整備計画の再検討を行い継続して行くこととする。

平成16年12月5日提出

大竹市長 中 川 洋

意見書

平成16年12月28日

大竹市長 中 川 洋 様

大竹市事業評価監視委員会
委員長 島 重 章

対応方針(案)に対する意見書

平成16年12月5日に提出された「大河原総合公園整備事業」の対応方針(案)について、当委員会としての意見は次のとおりです。

記

対応方針(案)を妥当と認める。

なお、整備事業の実施にあたっては現行整備規模の大幅縮小及び事業費の軽減・事業期間の延長等を含めた抜本的な見直しを行うよう努力されたい。

対 応 方 針

【事業名】 大河原総合公園整備事業

本事業は「自然とのふれあい」をテーマに、自然志向、健康増進志向等のレクリエーション需要に対応すべく都市基幹公園の総合公園として、その計画地の恵まれた自然的条件を生かした整備を図るものとして、都市計画決定(昭和61年)されており、その整備方針についても第四次大竹市総合計画等に政策決定しているものである。

事業の進捗状況については、昭和62年2月事業認可(期間平成5年3月31日まで)を受け、事業着手した。その後、平成5年3月事業施行期間の変更による事業認可延伸(認可期間平成8年3月31日まで延伸)を行っているが、現時点における進捗度は、用地取得が用地取得面積の88%となっている。また、工事については昭和63年度から着手し12%となっており、全体事業費ベースでは17%に達している。その後、一部地権者との用地取得交渉が難航し、全体事業の休止状態が長期化したため、平成7年度末に事業認可が失効し「事業休止」の状態となっており、事業形態が補助対象事業から除外され、市単独事業へと変更となっている。

生活環境の変化に伴い、余暇時間の質的充実やスポーツ等の活動的なレクリエーションの比重が高まるなか、計画地への公園整備は必要と考えているが、本市を取り巻く社会情勢においても、人口の減少傾向や近隣自治体においての同種公園の整備が図られるなどその変化が顕在化している。

そうした情勢の中、本市は行政の総合的かつ効率的・計画的な推進を図るため、公共事業全般にわたり明確な優先順位を付け、事業実施を行うことが最重要課題としている。よって、整備事業の実施にあたっては現行整備規模の縮小及び事業費の軽減・事業期間の延長等を含めた抜本的な見直しを行う必要がある。

以上のことから、本事業は本市行財政の実情を踏まえ、現行整備計画の変更を行い、計画地の眺望条件や豊かな緑など、その特質を生かした自然環境に重点をおいた公園として整備を継続する。

平成17年1月4日

大竹市長 中 川 洋